

国際租税法における受益者要件 (Beneficial Ownership)

—OECDモデル租税条約第一二条（ロイヤルティ）を検討して—

阿 部 雪 子

はじめに

II I OECDモデル租税条約第一二条一項（ロイヤルティ）の条文構造

1 受益者要件の改定の経緯

2 受益者要件の解釈とその特徴

3 OECDモデル租税条約第一二条の意義

III 課税権の配分ルールとしての受益者要件

1 二〇一四年OECDモデル租税条約第一二条一項（ロイヤルティ）のコメントナリー

2 EUの利子・ロイヤルティ指令における受益者要件

3 米国租税裁判所 Aiken Industries 事件判決（一九七一年八月五日）

IV I Pカンパニーにおける知的財産権とOECDモデル租税条約第一二条一項コメントナリーの転送義務
裁判例の検討

1 SDI Netherlands 事件判決（一九九六年一〇月一一日）

2 Velcro Canada 事件判決（二〇一二年一月一四日）

VI おわりに

I はじめに

受益者要件 (beneficial ownership) は、一九七七年に租税条約による特典を受ける権利をもたない仲介者を排除することを目的として⁽¹⁾、OECD モデル租税条約第一〇条二項 (配当)、第一二条二項 (利子) および第一二条一項 (ロイヤルティ) の規定に導入されて以来、今日に至るまでその用語の意味が不明確であるとして多くの論議を呼んでいる。⁽²⁾ 注目すべきことは、ロイヤルティの受益者要件を定める第一二条一項は、第一〇条二項の配当および第一二条二項の利子とはその条文の基本構造が異なることである。たとえば、第一条 (利子) は「他方の締約国で発生し、もう一方の締約国の居住者に支払われた利子は、当該一方の締約国で課税される。ただし、利子の受益者 (beneficial owner) がもう一方の締約国の居住者である場合は、課される租税は利子総額の 100% を超えてはならない」(一一条一項・二項) として居住地国と源泉地国双方の課税権の配分ルールを定めているのである。⁽³⁾ 第一〇条も文言の相違は存在するものの第一二条の受益者要件と同様源泉地国の課税権を制限するための取扱いを定めているのである。

重要なのは、第一〇条二項 (配当)、第一二条二項 (利子) とは対照的に、第一二条 (ロイヤルティ) は、「他方の締約国において発生し、もう一方の締約国の居住者が受益的に所有する (beneficially owned) ロイヤルティは、当該もう一方の締約国においてのみ課税される」⁽⁴⁾ (一一条一項) として、その受益者の居住地国において排他的な課税権 (exclusive taxing right) を有することが示唆されている。つまり、第一二条一項の受益者要件は、第一〇条二項、第一二条二項に比較して課税権の配分において大きな影響を及ぼす可能性があることに留意する必要がある。このような条文構造の相違に照らし、第一二条一項を検討してみると他の受益者要件と異なる意味で解釈すべきかという疑問が存するのである。

ところで、ロイヤルティの取扱いに関連して近年、収益稼得能力とその可動性から無形資産の重要性が飛躍的に高まっているのであり、このような状況を背景として、国境を超えた一部の多国籍企業グループにおける知的財産権の使用権に関するロイヤルティの課税上の問題が論議されているのである。実際にグループ企業が、異なる法管轄に所在する関連会社から知的財産権の使用許諾を受けることによるライセンス契約から生ずるロイヤルティの支払いと、他方でその使用許諾を受けた知的財産権の使用権を他の関連会社に許諾するというサブライセンス契約によるロイヤルティの受領が受益者の判定基準を満たすかどうかという争訟が生じていているのである。

このような問題意識に基づいて、本稿は、第一二条一項の受益者要件の規定が第一〇条二項および第一一条二項との条文構造の相違によってその解釈に影響を及ぼし得るのかについて考察する。さらには企業グループ内における国境を超えた関連会社間の利子、ロイヤルティの取引について受益者の認定が争われた裁判例を参考に、国際租税法における受益者要件の機能および判断基準の検討を試みたいと考えている。

II OECDモデル租税条約第一二条一項（ロイヤルティ）の条文構造

1 受益者要件の改定の経緯

歴史的には、受益者要件は一九七七年のOECDモデル租税条約に導入されて以来、長年、その文言の意義が不明確であるとして論議されているのであり、後述するように、各国の裁判所や税務当局においても様々な解釈が採られているのである。もともと、一九七七年に受益者要件が導入された当時、OECDモデル租税条約第一〇条（配当）、第一一条（利子）および第一二条（ロイヤルティ）は、所得の支払者と最終的な受益者との間に介在する名義人、代理人等を受益者から除外することを目的として、比較的狭い技術的な意味（narrow technical

sense) で解釈されてきた。⁽⁷⁾ 二〇〇三年の OECD モデル租税条約コメンタリーの改定では、受益者要件は、条約の目的・趣旨に照らし、文脈で解釈されるべきであるという考え方がしばしば指摘され、これまでの狭い意味から広範な解釈へと進むに至り、経済的実質の見方が強まつたとされる。⁽⁸⁾ たとえば、形式的な所有者ではあるが、関連者のために行動する単なる受託者や管理者となるような比較的狭い権限しかもたない導管については、租税条約の特典から除外するものとして取扱うこととされた。⁽⁹⁾ David G. Duff 教授は、二〇〇三年 OECD モデル租税条約コメンタリーの受益者要件の改定では、受益者という用語の目的が濫用的な租税回避防止とされたことともない「様々な司法判断をもたらすこととなり、結果として二国間租税条約における受益者要件の範囲は不確実性を生じせしめることになった」と指摘している。⁽¹⁰⁾

二〇一四年の OECD モデル租税条約コメンタリーの改定に際しては、受益者要件はさらなる明確化が図られ、それが二〇一七年 OECD モデル租税条約コメンタリーとして引き継がれるに至っている。そこでは、名目的な代理人や名義人に加えてある所得を締約国以外の第三者に転送する (pass on) ということを目的として特定の義務を負う導管会社は、受益者から除外されるという意図が明らかにされたのである。近年、導管会社は、租税法上、無視できないものとなっているのであり、導管を用いた複雑なスキームに受益者要件が適切に対処し得るかという問題は大きな論点であると思われる。

2 受益者要件の解釈とその特徴

受益者要件の解釈をめぐっては学説上、次のアプローチがあるとされる。⁽¹¹⁾ ①広範な租税回避防止ルール、②所有権の属性ルール、③所得の転送ルールおよび④所得の帰属ルールである。以下では、それぞれのアプローチを検討することにしたい。①は受益者要件を広範な租税回避防止ルールとして捉える説であり、実質主義

(substance-over-form) を重視し、租税回避目的で条約締約国において当該所得を受領するときは受益者として認定されないという考え方である。②は受領した所得につきその受領者が所有、使用または支配し、リスクを負っているかといった所有権の属性を重視し、受益者かどうかを判定しようとするのである。もつとも、この考え方には、資産から生ずる所得を受領するという権利を有する者と当該資産の所有権を有する者とが分離しているときは、所有権の属性に関する事実認定は複雑化をもたらすという危険があり、受益者の判定は困難を來すものと思われる。さらに③は所得の転送アプローチ (forwarding approach) と呼ばれる考え方であり、受領した所得を締約国以外の第三者に転送しているかどうかにより受益者を判定するものである。このアプローチは現行のOECDモデル租税条約のコメントタリーのアプローチと共通の基礎をもつということができる。④は所得の帰属ルール (attribution of income) という考え方であり、実質的に所得が受領者に帰属しているかどうかにより受益者を認定するという説である。この考え方によれば、たとえ所得を受領したとしても課税対象とならない所得は条約による恩典は与えられないものである。いわば二重課税のリスクがある場合に限り、その受益者は租税条約による恩典が受けられるのである。

以上のアプローチは、それぞれ受益者の判断基準を特徴付けているが、とりわけ、その解釈にあたつては所得の帰属アプローチを支持する見解が有力であるとされる。⁽¹²⁾つまり、租税条約による恩典が与えられるためには、誰に所得が帰属するのかを決定する必要があり、その認定に際してはOECDモデル租税条約コメントタリーの受益者の判断基準がその一つの指針となるものと考えられる。後述するとおり、各国の司法もこれを支持する傾向が強いようと思われる。

今日、国境を越えた関連会社間の取引が複雑化・多様化し、導管会社をめぐる事実認定の問題が数多くの裁判で争われている。重要なのは、眞の受益者を認定する前提として、関連する当事者の情報を把握することが

不可欠であるという点が裁判所によつて強調されていることである。その意味で、国際的な情報の共有ならびに情報の開示や透明性の確保が求められているのである。⁽¹³⁾

3 OECDモデル租税条約第一二条の意義

「はじめに」で述べたとおり、OECDモデル租税条約第一二条一項（ロイヤルティ）の条文構造は、第一〇条二項（配当）および第一二条二項（利子）とは異なることに注意しなければならない。⁽¹⁴⁾ 第一二条一項は、源泉地国での課税権が完全に排除されるものと考えられるからである。⁽¹⁵⁾ すなわち、第一二条は、「一方の締約国（源泉地国）において発生し、他方の締約国（居住地国）の居住者が受益的に所有するロイヤルティは、当該他方の締約国においてのみ課税される」（一二条一項）⁽¹⁶⁾ と定めている。ただし、そのロイヤルティが他方の締約国の居住者によって受益的に所有されていない場合には、一方の締約国において、源泉税を課すことができる。したがつて、第一二条一項（ロイヤルティ）は、源泉地国において課税権が制限され、受益者の居住地国において排他的に課税されるという原則を定めたものであることを認識しなければならない。これとは対照的に、たとえば第一〇条二項（配当）では、一方の締約国（源泉地国）の居住者によつて支払われた所得は、当該所得の受益者が他方の締約国の居住者である場合、源泉地国での源泉税率が軽減されるのである。いわば第一〇条二項および第一二条二項は、源泉地国と居住地国の双方に課税権を配分するという取扱いを定めているのである。

このように、第一二条一項（ロイヤルティ）の条文の基本構造から生ずる論点の一つとして重要なのは、第一二条一項の受益者要件が課税権の配分において第一〇条および第一二条よりもその影響がいつそう強いといふことである。⁽¹⁷⁾

ところで、以上の課税権の配分理論を条文に即して検証すると、たとえば第一〇条（配当）は次のように定め

ている。「一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に対して支払う配当は、当該他方の締約国において課税される場合がある（同条一項）。一方の締約国の居住者である法人が支払う配当は、一方の締約国において、当該締約国の法律に従つて課税される場合がある。ただし、配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合、課される税額は、以下の額を超えないものとする（同条二項）」。つまり、第一〇条一項では、その課税権が居住地国に配分されることが定められ、同条二項においては、源泉地国における課税権の配分が制限される旨の取扱いを定めているのである。すなわち第一〇条は第一一条と同様に、源泉地国で課される源泉税の適用税率にのみ注意が必要となるのである。これに対し、第一二条一項（ロイヤルティ）は源泉地国での適用税率のみならず、居住地国と源泉地国との課税権の実際の配分に大きな影響を及ぼすことを常に考慮しなければならないのである。つまり、条約締約国において受益者として認定されないときは、第一二条一項は適用されないこととなるため、そのロイヤルティの支払いに対しては源泉地国における通常税率により源泉税が課せられるのである。¹⁸⁾

III 課税権の配分ルールとしての受益者要件

1 二〇一四年OECDモデル租税条約第一二条一項（ロイヤルティ）のコメントナリー

先にも述べたとおり、受益者要件は、二〇一四年にその用語のさらなる明確化を徹底させるため、OECDモデル租税条約のコメントナリーに大幅な改定がなされ、それが二〇一七年版のコメントナリーに引き継がれている。以下では、第一二条一項（ロイヤルティ）のコメントナリー〔para.43〕に関する主要な論点に絞つて述べることとした。第一二条一項のコメントナリーでは、次の解釈が示されている。¹⁹⁾

「(i) のような様々な例（代理人、名義人、受託者または管理者として行動する導管会社）では、ロイヤルティを用し、享受する受領者の権利は、受領した支払いを第三者に移転する（to pass）という契約上の義務または法的義務によって制限されているため、そのようなロイヤルティの直接の受領者は受益者に当たらない（第二二条一項〔para.4.3〕第一文）。この種の義務については、通常、関連する法的文書から生ずるが、実質的には受領者がその受領した支払いを第三者に転送する（to pass）という契約上または法的義務に制限されることなく、ロイヤルティを使用し享受する権利（right to use and enjoy the royalties）を有していない」とが明らかであることを示す事実・状況に基づいて（basis of facts and circumstances）存在すると認められる場合もある（同条一項〔para.4.3〕第一二文）」。

「(i) の種の義務には、直接の受領者がそのロイヤルティを受領することに依存せず、債務者としてまたは金融取引の当事者として有する義務、……直接の受領者がロイヤルティを受領することに依存しない契約上または法律上の義務は含まれないのである。ロイヤルティの受領者が、受領したロイヤルティを第三者に転送する（to pass）という契約上または法律上の義務に制限されるとなく、ロイヤルティを使用し、享受する権利を有するときは、その受領者はロイヤルティの受益者である（同条一項〔para.4.3〕第二二文）」。

先に述べたとおり、二〇一四年のコメントナリー改定では、受益者という用語の意味につき「受領した所得を第三者に転送する契約上または法律上の義務に制限されることなく、配当、利子またはロイヤルティを使用し、享受する権利を有する者をいう」として定義され、用語の明確化が徹底されたという点で意義がある。このコメントナリーの改定により、受益者要件の解釈は、形式よりも実質が重視される傾向が強くなつたとされる。第一二条一項〔para.4.3〕第二二文では、形式的にはロイヤルティを使用し、享受するという権利を有しているとしても、実質的には、その権利が制限されている場合は、受益者に当たらないことを示している。実際に、その権利が制

限されているかどうかは、受領したロイヤルティを他者に転送する義務を負っているかどうかによって判断される。もつとも、第一二条一項 [para.4.3] 第二文が示唆していることおり、転送義務を負っているかどうかを判断するためには一定の事実関係や状況に基づいて、法律上の義務のみならず経済的義務を負っているかどうかといった審査が必要となるのである。⁽²⁰⁾しかしながら、当該ロイヤルティの受領とその転送に関して相互依存義務があるかどうかを決定することは困難を來すものと思われる。⁽²¹⁾

2 EUの利子・ロイヤルティ指令における受益者要件

一九九〇三年にEUの欧州委員会では、利子・ロイヤルティ指令 (Interest and Royalties Directive) ⁽²²⁾が採択され、受益者要件が導入されるに至った。⁽²³⁾もともとEUでは、加盟国間の課税ルールや租税条約の相違から生ずる域内市場における二重課税の排除を目的として、一九九〇年に親会社から子会社への配当所得につき源泉地国の源泉税を免除するという親子会社指令が創設された背景がある。その後、一九九〇三年には利子・ロイヤルティ指令 (以下「指令」) が採用され、欧州委員会は「人為的な導管の措置 (artificial conduit arrangements)」として濫用的な租税回避行為を阻止することを目的として、当該所得の受益者である場合に限り、当該所得に係る源泉地国における源泉税の免除を認めるものした。

特筆すべきことは、指令では受益者の取扱いに恒久的施設 (P-E) の要素が加えられていることである。⁽²⁴⁾すなわち、一方の加盟国で発生した利子・ロイヤルティは、その受益者が他方の加盟国の企業 (company of another Member State) または他方の加盟国に所在する恒久的施設 (P-E) として認定される場合に限り、源泉税の免除または賦課課税のいずれかを問わず、当該国の当該所得に課される租税が免除される (指令第一条一項)。⁽²⁵⁾重要なのは、加盟国の企業が利子またはロイヤルティの受益者として認定されるためには、当該企業が自己的の利益のた

めに (for its own benefit) 当該所得を受領する場合に限られるのであり、当該企業の単なる代理人、受託者および公認署名人などの仲介者は、受益者から除外されるのである (指令第一条四項)⁽²⁶⁾。要するに、利子・ロイヤルティが P.E と実質的に関連し、その所得が関連する加盟国において課税対象とされる場合に限り、受益者として取扱うものとされる (指令第一条一項)。OECD モデル租税条約コメンタリーでは、P.E に関して受益者の取扱いが定められていないが⁽²⁷⁾、他方、指令では源泉税や賦課課税の免除の特典を EU 加盟のいずれの国に与えられるかを判定するために P.E の認定が必要となるのである。注目すべきはその判断に際しては必ずしもその所得の受領者に着目するのではなく、むしろその受益者が加盟国的企业であるかどうか、その所得を配分する必要のある恒久的施設 (P.E) を、加盟国内に有しているか否かを特定することが必要なのである。⁽²⁸⁾ すなわち、当該所得の直接の受領者が自己の利益のために、所得を受領していない場合であっても、受領者の背後に存在する真の受益者がいざれかの EU 加盟国に所在する企業である限り、指令に基づき源泉税の免除が受けられるのである。つまり利子・ロイヤルティが P.E と実質的に関連し、かつその所得が関連する加盟国において課税対象となる場合に限り、当該所得の受領者は受益者として取扱われるということであり、それによって源泉税の免除が受けられるのである。

先に述べたような受益者要件の議論とその検討の蓄積を基礎にしてデヴィット・G・ダフ (David G. Duff) 教授は、受益者要件は租税回避を防止するという役割に加えて、租税条約による特典 (tax benefit) を受ける資格を与えることができるかどうかを決定するための「所得配分ルール (income allocation rule)」として重要な機能があると述べている。⁽³⁰⁾ 実際に、このような受益者要件の機能が明らかにされた事例として一九七一年の米国租税裁判所 Aiken 事件判決がある。以下では、上記の裁判例を手掛かりとして受益者要件の機能および受益者の判断基準について考察を行つてゆく。

3 米国租税裁判所 Aiken Industries 事件判決（一九七一年八月五日）

(1) 事件の概要と争点

Aiken Industries 事件判決は、米国において初めて受益者の意義が問われた注目すべき事例である。⁽³¹⁾この事案を略述すると、バハマ諸島に所在するエクアドル・コーポレーション・リミテッド (Ecuador Limited, Inc.; 以下「ECL社」) は、米国法人エイケン・インダストリーズ社 (Aiken Industries, Inc.; 以下「Aiken社」) の発行済株式の九九・九九七%を保有していた。Aiken社の唯一の株主は、米国法人であるメカニカル・プロダクツ社 (Mechanical Products, Inc.; 以下「MPI社」) であった。ECL社は、エクアドルの子会社のCICO社を通じて、間接的にホンジュラスに所在するインダストリアス・ホンジュラス社 (以下「Industrias社」) の全株式を保有している。⁽³²⁾

一九六三年に、MPI社は約束手形と引き換えにECL社から一二二五万ドルを借用した。ECL社は、MPI社から受領した約束手形をIndustrias社に譲渡し、それと交換でIndustrias社が発行した九枚の約束手形を受け取った。この九枚の約束手形の元本および利率の条件は、MPI社が発行した約束手形のそれと同じであり、これによつて、MPI社からIndustrias社に利子（本件利子）が支払われる一方でIndustrias社からECL社に同額の利子が支払われた。なおAiken社は、MPI社との合併により本件訴訟の当事者となつた。

米国とバハマ諸島との間に租税条約が存在しなかつたことから、一九六四年と一九六五年に米国法人MPI社（合併後のAiken社）がバハマ諸島法人ECL社に支払った本件利子は、米国において三〇%の源泉税が課せられていた。しかし、当時有効であった米国・ホンジュラス（米都）租税条約第九条では、米国MPI社がホンジュラス法人であるIndustrias社に支払った利子は源泉税が免除されるというものであった。米都租税条約第九条は、「一方の締約国の居住者、法人その他の社団であつて課税年度中に当該一方の締約国内に恒久的施設をもた

ない者によつて受領された債券、証券、手形その他の債務に係る利子の源泉税は、他方の締約国において免除される (exempt from tax)」と定めていた (at 927)。

それにも、Aiken 社は、同条約第九条を根拠として、Industrias 社に支払つた本件利子について源泉税の免除を受ける権利があると主張した。これに対し、内国歳入庁長官は、租税条約の目的上、Industrias 社は考慮されるべきでなく、M P I 社 (Aiken 社) が支払つた本件利子の眞の受領者は、バハマ諸島法人 E C L 社であると主張した (at 931)。

(2) 判決の検討

この事件について、クエワード (Qualy, Y) 裁判官は、内国歳入庁の主張を認め、M P I 社 (Aiken 社) から支払われた本件利子は Industrias 社ではなく E C L 社が受領したものとみなされるとして、ホンジュラス法人の Industrias 社は、米国・ホンジュラス間の米都租税条約第九条に基づく源泉税の免除が適用されないと結論付けた (at 934)。租税裁判所は、当時の米都租税条約では受益者という用語が定められていなかつたところ、同条約第九条の「受領された (received by)」と云う用語の意味を現行の OECD モデル租税条約に定めている受益者と同義に解釈した上、Industrias 社が本件利子の眞の受領者であるかどうかを判断したのである。⁽³³⁾ いにいう受領された (received by) という用語の意味について租税裁判所は「いづれかの締約国の法人が自らのものとして (as its own) 受領する利子であつて、他国に送金するという義務を負わないものである。すなわち「受領された」と云う用語は、単に締約国の法人が利子に相当する資金を一時的にかつ物理的に所有することを意味するのでなく、むしろ、それらの資金について完全な支配および管理 (dominion and control) がなされていふことを意味している」と判示したのである (at 933)。注目されるのは、この判決が示した受益者の判断基準は、一一〇一四年に

改定されたO E C D モデル租税条約第一二条二項（利子）のコメンタリー [para.102] に定めている判断要素と同様の実質が含まれているものと考えられるのである。⁽³⁴⁾

さらに租税裁判所は、ホンジュラス法人 *Industrias* 社が受益者に当たるか否かについて、米国法人 *M P I* 社による本件利子の支払いが、米国・ホンジュラス間の米都租税条約第九条に定める源泉税の免除の対象として十分であるかどうかを決定するために、次の四つの判断要素を明らかにしているのである。すなわち、*Industrias* 社において①本件利子の受領が *E C L* 社への支払いの流れと一致しているか、②仲介者（*Industrias* 社）がスピード（利益）を得ているか、③本件利子の受領と支払いが関連当事者間で行われているか、④仲介者の事業目的が、同条約第九条に基づく源泉税の免除を認めるのに十分であるかどうかである。⁽³⁵⁾

これらの判断要素を前提として、租税裁判所は次のように判断している。「*Aiken* 社は、*M P I* 社と *Industrias* 社との間において実質的な債務があつたことを証明していない。*M P I* 社の約束手形が *E C L* 社から *Industrias* 社に譲渡され、*Industrias* 社の手形と交換されていることは、*E C L* 社に同額の資金の流入をもたらすことを意味している。その資金の流入と流出額は同額であつて、かつ *Industrias* 社、*E C L* 社および *M P I* 社は全て一つの企業グループに属する関係にある。」ののような状況のもとで、本件利子に有効な経済的または事業上の目的（economic or business purpose）が存在していたとはいえない。*M P I* 社の唯一の目的は、*Industrias* 社に支払う本件利子について条約が定める免税措置の恩典（benefits of the exemption）を受けることであった。また *Industrias* 社は、その受領した資金を *E C L* 社に転送する義務（obligation to transmit it）を負っていたのであるから、「本件利子からは利益を得るとはなかつたのであり、本件利子を管理・支配（dominion and control）してはいたとはいえない」（at 934）。したがって、「*Industrias* 社は単なる仲介者としての導管（merely a conduit for the passage）に過ぎず、*M P I* 社（*Aiken* 社）から支払われた本件利子は、バハマ諸島に所在する親会社（E

CL社) によって「受領された (received by)」ものとみなされるべきである」。⁽³⁶⁾

重要となるのは、本判決では自ら利益を管理・支配している者が受益者であるという解釈を示したことである。この判決は受益者要件が所得の帰属ルール、課税権配分ルールに基礎を置いていることを強調したものとして評価できるであろう。その意味で国際租税法における受益者要件は、所得が誰に帰属するか、所得をどの国に配分するかというルールを決定するための重要な機能を果たすものといえるであろう。

注目されるのは、一九七七年にOECDモデル租税条約第一〇条二項、第一一条二項および第一二条一項に受益者要件が創設された当時、それぞれの条約のコメンタリーには既に、一九七一年の前掲 Aiken 事件判決が明らかにした「受領された (received by)」という用語の意義が含まれていたものと見てよいと思われることである。さらに興味深いことに、本判決で示された受益者の判断基準は、二〇一四年に改定されたOECDモデル租税条約第一〇条二項、第一一条二項、および第一二条一項のそれぞれのコメンタリーの受益者要件（第一一条（利子）〔para.10.2〕）に定められている記述と重なる部分が多いようと思われる。その意味で本判決は、二〇一四年OECDモデル租税条約のコメンタリーの改定内容に大きな影響を与えたものと考えられるのである。

IV IPカンパニーにおける知的財産権とOECDモデル租税条約第一二条一項コメントリーライターの転送義務

(1) 背景

近年、収益稼得能力とその可動性から企業における無形資産の重要性が飛躍的に高まっている。知的財産の格付けコンサルティング会社の調査によると、一九七五年にスタンダード・アンド・プアーズ (S&P) 五〇〇の

市場価値の一七%を占めていた知的財産は、二〇二〇年には九〇%を占めるに至っているとされる⁽³⁷⁾。特に、デジタル化されたビジネスモデルをもつ一部の多国籍企業は無形資産に大きく依存する傾向にあるとされる⁽³⁸⁾。このようないくつかの知的財産権を保有する多国籍企業は、グループ内にいわゆるIP (intellectual property) カンパニーと呼ばれる知的財産会社を設立することが少なくない⁽³⁹⁾。IP カンパニーを設立することにより、企業グループ内の知的財産の管理の合理化を図ることによって競業他社からの侵害から知的財産権を保護することや、管理コストの縮減を図ることが期待されるからである⁽⁴⁰⁾。またIP カンパニーは、企業グループ内におけるクロス・ライセンス契約といつた複雑な知的財産権に関する問題に対し迅速な対応を可能ならしめるものであり、さらに知的財産権の開発からその活用までライフサイクル全体を管理する役割を担うという重大な機能を果たすものとされている⁽⁴¹⁾のである。たとえば、IP カンパニーは企業グループ内の研究開発会社が開発した知的財産権の使用許諾をライセンス契約により受けたのち、その使用権をグループ内の他の製造・販売会社にサブライセンス契約により供与することによって、知的財産権が生み出す価値（利益）を最大限に活用することが求められるのである。そのような性格をもつ知的財産権の使用権は、企業グループ内における税負担の軽減目的から国境を越えて利用されることが多いとされる⁽⁴²⁾。というのも税負担を考慮すると、IP カンパニーをどこの法管轄に設立するかという問題は企業活動にとって重要なファクターとなるからであり、租税法との関連性も密接になるのである。

(2) 無形資産とIP カンパニー

「はじめに」で述べたとおり、近年、一部の多国籍企業グループ内における国境を越えた知的財産許諾の使用権に関わるライセンス契約およびサブライセンス契約による取引が進展している。たとえば企業グループ内のIP カンパニーは、ライセンス契約によって異なる法管轄に所在する関連会社から知的財産権の使用許諾を受ける

ことによりロイヤルティの支払いをなす一方で、サブライセンス契約により別の関連会社にその使用許諾を与えることによってロイヤルティを受領するのであるが、この場合に国境を超えたロイヤルティの受領者が受益者であるかどうかが租税法上問題となるのである。⁽⁴⁴⁾

後述するようにIPカンパニーは、知的財産権の使用許諾の対価であるロイヤルティの税負担を軽減することを目的として、異なる法管轄に関連会社を設立・移転するというインセンティブをもつ可能性がある。たとえば、税率の高い法管轄に所在するIPカンパニーは、ライセンス契約およびサブライセンス契約により知的財産権の使用許諾を税率の低い法管轄の子会社に供与することにより税負担を軽減し、さらに締約国間の租税条約において受益者として認定された場合、その受領したロイヤルティの源泉税が免除される可能性があるのである。⁽⁴⁵⁾この受益者の判定に加えて、IPカンパニーが所在する国内法によりロイヤルティが非課税として扱われるときは、源泉地国および居住地国の双方でロイヤルティが非課税とされる可能性があるのである。

このように、国境を越えた企業グループ内の複雑な取引に対する二重非課税は、課税の中立性をそこねるものでありその弊害は大きいといわなければならない。OECD・G20では、平成二七年一〇月に「税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting (BEPS))」に対応することを目的としてBEPS行動計画が公表されているが、そこで注目されるのは、知的財産権の使用許諾の対価であるロイヤルティを通じた租税回避が重要課題として多くの議論を呼んでいる⁽⁴⁶⁾のである。BEPSプロジェクトでは、OECDは一五の行動計画を唱え、課税逃れに対処するため、実質性 (substance)、透明性 (transparency) および予見可能性 (coherence) の三つの方針を明確に示したのである。⁽⁴⁷⁾

(3) OECDモデル租税条約第一二条一項（ロイヤルティ）と転送義務

ところで、前述のようにIPカンパニー（知的財産会社）は、グループ内の関連会社（研究開発会社）に報酬を支払うことにより、そこで開発された知的財産権の権利を完全に取得した上で、その権利を自ら使用する代わりに、別の法管轄に所在する関連会社（製造・販売会社）にライセンス契約によりその権利を供与するケースが少なくないのである。それによつてIPカンパニーは、国境を越えて所在する製造・販売会社からライセンス契約の対価としてロイヤルティを受領するのであるが、この取引において受益者として認められるかが問題となるのである。

さらに別の取引としてIPカンパニーは、ライセンス契約により別の法管轄の関連会社である研究開発会社から知的財産権の使用許諾の供与を受けることにより、その対価としてロイヤルティを支払うのであるが、その使用許諾権を別の法管轄の関連会社である製造・販売会社にサブライセンス契約により供与することによつて、その対価としてロイヤルティを受領するのである。これらの取引によりIPカンパニーは、ロイヤルティの受領および支払いを国境を越えて行うのであるが、このロイヤルティの支払義務がOECDモデル租税条約第一二条一項のコメンタリーに定める転送義務に当たるかどうかという問題が生ずるのである。⁽⁵⁰⁾以下では、知的財産権の取引をめぐり、受益者の認定が問われた裁判例に着目し、考察を行うこととする。

V 裁判例の検討

1 SDI Netherlands 事件判決（一九九六年一〇月一日）

（1）事件の概要と争点

一九九六年の米国租税裁判所 SDI Netherlands 事件判決は、グループ企業が国境を越えてライセンス契約とサブライセンス契約を締結した取引において、ロイヤルティの受領者は受益者として認められるか否かが争われた。⁵¹⁾ 事案を略述すると、オランダ SDI 社は、世界中の IBM メインフレームコンピュータで使用されるシステムソフトウェアの設計、製造、販売およびサービスを行うグループ（SDI グループ）企業の関連会社であった。一九八六年にオランダ SDI 社は、バミューダ SDI 社からソフトウェアを全世界で使用・販売できるライセンスを譲り受け、その対価としてロイヤルティを支払った。当該ライセンス契約には、ソフトウェアの使用許諾権を他社にサブライセンスすることのできる権利が含まれていた。この契約により、オランダ SDI 社はその子会社である米国 SDI 社と当該使用許諾権についてサブライセンス契約を締結し、その対価として米国 SPI 社からロイヤルティを受領した。他方で米国 SDI 社は、オランダ SDI 社から供与された当該使用許諾権を用いて米国内においてソフトウェアの使用・販売を行うことへの対価としてオランダ SDI 社に対してロイヤルティを支払った。なお、オランダ SDI 社は、米国 SDI 社と同様のサブライセンス契約をドイツ、フランス、英國の子会社とも締結した。

当時、米国・オランダ間の米蘭租税条約第九条では、米国法人からオランダ法人に支払われるロイヤルティは、米国内の源泉税が免除されていたため、オランダ SDI 社は、同条約に基づき米国 SDI 社から受領した本件ロイヤルティの源泉税が免除されると主張した。これに対して、内国歳入庁長官は、歳入庁裁決（Rev.Rul 80-362）

を参照した上で⁽⁵³⁾、オランダSDI社からバミューダSDI社に支払われた本件ロイヤルティは、米国SDI社からオランダSDI社を経由してバミューダSDI社に支払われたものであり、したがって、内国歳入法典八六一条(a)(4)に基づき⁽⁵⁴⁾、バミューダSDI社が「米国内の源泉から受領した」ものであるので米国の源泉税が課せられると主張した。なお、当時、米国・バミューダ間の租税条約は締結されていなかった⁽⁵⁵⁾。

(2) 判旨と検討

タンネンウォルド (Tannenwald) 裁判官はオランダSDI社を受益者と認定し、結論として内国歳入庁長官の主張を退けた⁽⁵⁶⁾。すなわち租税裁判所は、前掲Aiken事件判決（一九七二）およびNorthern Indiana事件判決（一九九六）において採用された次の四つの判断要素を考慮しつつ、オランダSDI社は、米国SDI社から支払われたロイヤルティの受益者であると認定した。まず第一に、ロイヤルティの支払いが関連当事者間で行われているか、第二に、ロイヤルティの支払いの条件とタイミングの両方が一致 (both in terms and timing) しているか、第三に仲介者がロイヤルティの支払いによってスプレッド（利益）を得ているか、第四に仲介者の実質的な事業活動 (substantive business activity) が源泉税の免除を認めるのに十分であるかどうかである。

裁判所はこれらの要素を受益者認定の前提として「前掲Aiken事件判決およびNorthern Indiana事件判決は導管概念に関する事例として本件を解釈するうえで指針となる。若干の相違があるもののフロー・スルー (flow-through) は実質的には導管を意味している。一方の締約国における所得の支払者から、他方の締約国の受領者に米国内の源泉所得がそのまま移転しているかどうかである」と摘示した。つまりこの事件において裁判所は、「オランダSDI社がライセンス契約によりバミューダSDI社に支払った本件ロイヤルティが、オランダSDI社がサブライセンス契約により米国SDI社から支払われたロイヤルティの一部として米国内の源泉所得の性

質を保持しているかどうか」がより重要であるとした (at 161)。この点につき租税裁判所は、オランダ SDI 社におけるライセンス契約とサブライセンス契約のそれぞれの取引の実質的な内容を重視し、次のように判示したのである。「…二つのライセンス契約は別個の独立した条件によるものであつて、オランダ SDI 社はライセンサーとライセンサーという二つの独立した役割を担つてゐるのである (had an independent role)。オランダ SDI 社が米国 SDI 社から受領したロイヤルティの金額は、オランダ SDI 社のサブライセンス事業に見合つた利益 (スプレッド) であり、実際、オランダ SDI 社は五%から六%の利益を得ていたのである。したがつて、本件ロイヤルティは米国内の源泉所得から受け取つた所得の性質を保持しているとはいえない」 (at 176)⁽⁵⁸⁾。

このように述べた上で裁判所は、「オランダ SDI 社はその受領したロイヤルティをバミューダ SDI 社に転送する義務を負う導管ではなく、米蘭租税条約第九条における眞の受益者である」と判示した。この判決で示された四つの判断要素は、受益者であるかを認定するにあたり実質的な基準として適切な指標であると思われる⁽⁵⁹⁾。

2 Velcro Canada 事件判決 (2021年1月14日)

(1) 事件の概要と争点

次に、受益者の認定をめぐり法的基準による解釈が示された二〇二一年のカナダのベルクロ事件判決を検討する。この事件は、グループ法人が知的財産権の所有権を保持したまま、その権利に付随する収益 (ロイヤルティ) を受け取る権利のみを関連会社に譲渡した事例である⁽⁶⁰⁾。事案を略述すると⁽⁶¹⁾、自動車産業向けファスナー製品の知的財産権を所有するオランダ親会社は、一九八七年に自動車向けファスナー製品の製造に関する権利の使用許諾についてカナダ子会社とライセンス契約を締結し [para. 2]、その対価としてカナダ子会社からロイヤルティを受領した。カナダの国内法では、ロイヤルティの支払いは通常二五%の源泉税が課せられていたが、カナダ・オ

ランダ間の加蘭租税条約第一二条二項では源泉税が一〇%に軽減されていた。⁽⁶²⁾

一九九五年に、オランダ親会社は、オランダ領アンティル諸島に本拠地を移転するに際して、その知的財産権の所有権を保持したまま (maintaining ownership of the intellectual property)、カナダ子会社からロイヤルティを受領する権利のみをオランダ子会社に譲渡した。当該譲渡契約では、オランダ子会社は、カナダ子会社から受領したロイヤルティ (本件ロイヤルティ) の九〇%を二〇日以内にオランダ親会社に支払う義務を負うとされたいた [para.31]。そこで、オランダ子会社は、本件ロイヤルティの源泉税は加蘭租税条約第一二条二項に基づき一〇%に軽減されると主張したのに対し、カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency: CRA) は、オランダ子会社はオランダ親会社の名目的な代理人または仲介者に過ぎないのであるから受益者には当たらないのであり、本件ロイヤルティの受益者はオランダ親会社であるとして、源泉税の軽減措置が適用されないと主張した。なおカナダは、オランダ領アンティル諸島とは租税条約を締結していなかった。

(2) 判決と検討

租税裁判所のロシスター副裁判長 (Associate Chief Justice Rossiter) は、法的基準を重視し、結論としてオランダ子会社は、オランダ親会社の名目的な代理人、名義人、導管ではなく受益者に当たると判示したのである。

重要なのは、この判決では受益者の認定にあたり、受領したロイヤルティに関する所有権の属性を重視し、より具体的には所有、使用、リスク、支配 (possession, use, risk, and control) という要素に着目したことである。その上で裁判所は、カナダの *Prévost Car* 事件判決 (1990年)⁽⁶³⁾において採用された次の判断基準を用いて、オランダ子会社が受益者であるか否かを次のように判示したのである。すなわち「①ロイヤルティの振込先口座がオランダ子会社の専用口座であつた」と、②ロイヤルティには、利子が付いた後、異なる通貨に換金され為替り

スクが生じていたこと、③オランダ親会社へのロイヤルティの支払いは、本件ロイヤルティと他の資金と合算された口座から支払われていたこと、④オランダ子会社は譲渡契約のすべての段階において、オランダ親会社から何らの指示も受けていなかつたこと、⑤オランダ子会社は、受領したロイヤルティの九〇%をオランダ親会社に送金する一方で、残りの一〇%を自らの裁量権 (sole discretion) によって自由に使用、享受、支配・管理していたのである^{〔66〕}。

注目されるのは、この判決では、受益者の認定にあたりオランダ子会社がその受領したロイヤルティを転送する義務を負っていたかどうかを法的基準によつて審査していることである。この問題について裁判所は、オランダ子会社が負っていたロイヤルティを転送する義務が法的または契約上、あらかじめ決められた資金 (ロイヤルティ) の受領と支払いの流れに従つて行つていなければならぬという義務ではなかつたことを重視し、オランダ子会社を受益者として判断したものと考えられる^{〔67〕}。

VI おわりに

これまで述べてきたとおり、受益者要件は、租税回避を防止するという役割に加えて、所得の帰属ルールに基づく課税権の配分ルールとして特に重要な機能を果たしていることに注意を向ける必要がある。特に OECD モデル租税条約第一二条一項は、第一〇条二項および第一一条二項とは条文構造の差異が存在するものの、それ自体は受益者要件を別異に解すべき理由とはならないと思われる。ロイヤルティの受領者が第一二条一項の受益者要件を満たさない帰結として、源泉地国において源泉税が制限されないということに関連して、二重課税が排除されない場合が有り得るという問題は、国内法によつて調整がなされるべき措置であり、前述の所得の帰属ル

ルとしての受益者要件の機能を考慮するならば OECD モデル租税条約第二二条一項は、第一〇条二項及び第一二条二項と同様に、統一的に解釈されるべきである。先に述べたように *Velcro* 事件判決 (一〇一〇) は、法的基準に照らして関連会社におけるロイヤルティの受領とその支払いの相互依存関係を審査した上、関連会社は受益者であるという判断を示したが、SDI Netherlands 事件判決 (一九九六) は実質主義の観点から受益者を認定したのである。最近の司法判断は、実質主義を適用する」とにより事実認定がなされる傾向が強いようと思われる。

受益者要件は、一〇一七年に BEP のプロジェクトを背景として締結された多数国間文書 (MLI) 第八条一項 (Dividend Transfer Transactions) に導入され、⁽⁶⁸⁾ まさに同年の国連モデル租税条約第一二一条 B でも自動化されたデジタルサービスからの所得 (Income from Automated Digital Services) という見出しのもとで受益者要件が採択されるに至っているのである。⁽⁶⁹⁾ その意味で、受益者要件は今後も、租税条約の目的である「重課税の防止と脱税の防止」という趣旨に鑑み課税権の配分ルールとして重要な機能を果たしていく」とが期待されるのである。

(1) 租税条約については、金子宏「租税条約と国内税法との関係」『租税法理論の形成と解明 (下)』(有斐閣、一〇一〇) 一二七頁、水野忠恒『大系租税法』中央経済社 (一〇一〇) 六八〇頁、谷口勢津夫「租税条約論」清文社 (一九九九) 八頁、増井良啓「憲法と租税条約」日税研論集七七号三三三頁、等がある。また水野忠恒監訳『OECD モデル租税条約 (所得と財産に対するモデル租税条約) 一〇一七年版』日本租税研究協会参照。租税条約の特典を受けれる権利をもたない者が条約の特典を不適切に利用するといふいわゆるトリーティ・ショッピング (treaty shopping; 条約漁り) が仕組まれる条件とは、条約締約国の「仲介者が免税事業者である場合、対象となる所得が非課税の場合、税率がきわめて低い場合、税源浸食 (erode the tax base) となる控除がある場合、所得を相殺 (offset) する」とが可能な損失控除や基礎控除 (personal allowances)、税額控除がある場合などである。つまり、受領した所得につき、

居住地国において納税義務を負つてゐる場合または課税対象でない場合」であるわれら (Angelika Meindl-Ringler, *Beneficial ownership in international tax law*, Kluwer Law International, (2016) at 17)。⁶⁵⁾

(2) 租税条約における受益者の研究⁶⁶⁾—川端康之「租税条約における beneficial owner の意義と機能」〔金子宏先生古稀記念論文集〕(110〇〇) 三五九—三九一頁、今村隆「租税条約における beneficial owner の定義とその範囲」〔村井正先生喜寿記念論文集『租税法の複合法的構成』(11〇—11) 111—112頁〕、Koichiro Yoshimura, “Clarifying the Meaning of ‘Beneficial Owner’ in Tax Treaties,” *TAX NOTES INT'L* 769, November 25, 2013. 摘稿「租税条約における所得の人的帰属の受益者要件—11〇一九年イタリア最高裁日本年金基金事件判決 (IT: Corte di Cassazione, 30 Sept. 2019, Decision No. 24287) を検討して—」〔水野忠恒先生古稀記念論文集「公法と会計の制度と理論」〕(中央経済社, 11〇1111) 111—114頁。

(3) OECD モデル租税条約第一〇条(配当)の条文構造について本稿第Ⅱ章 3 を参照。

(4) いの点にひき一九七七年の OECD モデル租税条約第一二一条一項では、「一方の締約国において発生し、他方の締約国の居住者に支払われる (paid to) ロイヤルティは、当該居住者がロイヤルティの受益者 (beneficial owner) である場合に限り、当該一方の締約国において課税される」を定め、「受益者」 と用語が用いられており、こでは注意を要する (See Model Double Taxation Convention on Income and on Capital Report of the OECD Committee on Fiscal Affairs, 1977, 31-33)。

(5) OECD モデル租税条約第一二一条一項では、受益者の居住地国において排他的な課税権を有するものが定められてゐるが、それを正当化する根拠として、「居住地国では無形資産を開発するための費用控除が認められる一方で、無形資産から得られる利益については居住地国で課税対象とされるべきである」として考え方に基づくものであるとされる (Florian Navitschningg, *Substance in international tax law: DEMPE approach, substantial activity requirement and beneficial ownership* (2022) at 10, footnote 61)。

(6) 一九七七年の OECD モデル租税条約の改正の経緯⁶⁷⁾—Dietmar Gosch, Nadia Altenburg, *Beneficial Ownership and Tax Treaties, The Oxford Handbook of International Tax Law* (Florian Haase, Georg Kofler (eds.), 2023, 375-376, *See also* John F. Avery Jones, *The Beneficial Ownership Concept Was Never Necessary in*

(7) Model Double Taxation Convention on Income and on Capital Report of the OECD Committee on Fiscal Affairs, 1977, 31-33, Klaus Vogel on double taxation conventions, 4th, eds., Ekkehart Reimer, Alexander Rust, authors, Johannes Becker (et al.), c2015, *Pr. Arts 10, 12*, Gosch & Altenburg, *supra* note 6, 373-390.

(8) See OECD Commentary 2003, Article 10, para. 12, Article 11, para. 9, and Article 12, para. 4. Koichiro Yoshimura, *supra* note 2, at 25, 和本社「租税条約の「賦課」の実策—条約漸進を踏まえ近時の状況の整理—」(中里実編『現代租税法講座第四巻国際課税』日本評論社, 110-17) 九九頁では、BEP-S報告書(四頁(「バウゲウハ^五」)に基づく「居住者が条約特典を享受するためには受益者要件を遵守する必要がある」)あり²⁸。See also Gosch & Altenburg, *supra* note 6, at 375.

(9) OECD Commentary 2003, Article 10, para. 12; Article 11, para. 10; and Article 12, para. 41, The OECD Conduit Companies Report (1986), para. 14 (b).

(10) 各国における受益者要件の動向と課題²⁹ David G. Duff, Beneficial Ownership: Recent Trends in the Model, in: Michael Lang, et al. (eds.) *Beneficial ownership: Recent Trends* (2013) IBFD, ch 1, at 13, See also Saurabh Jain and John Prebble Brian J. Arnold, The Swiss Swap Case Revisited. The Concept of Beneficial Ownership under Canadian Tax Treaties, at 39, Blazej Kužniacki, Beneficial Ownership in International Taxation, Edward Elgar Publishing Limited, (2022) at 340, Koichiro Yoshimura, *supra* note 2, at 763 など、110011年日本へタニーザ導管会社の例が示唆するところの「趣向や「実象が田舎が明確でないたま、受益者の正確な定義は不確実である」³⁰ である。See Gosch & Altenburg, *supra* note 6, at 376.

(11) 受益者要件の解釈について Ringler, *supra* note 1, 321–336 に大筋で依拠しておる。See also Duff, *supra* note 10, at 36, Brian J. Arnold, "The Concept of Beneficial Ownership under Canadian Tax Treaties", in: Michael Lang, et al. (eds.) *Beneficial Ownership: Recent Trends* (2013) IBFD, Ch. 3, at 48, Kuźniacki, *supra* note 10, 285–287.

Philip Baker, The Meaning of 'Beneficial Ownership' as Applied to Dividends under the OECD Model Tax Convention, Guglielmo Maisto (ed.), *Taxation of Intercompany Dividends under Tax Treaties and EU Law* (2012) at 87.

(12)

Joanna Wheeler, The Missing Keystone of Income Tax Treaties, *World Tax Journal*, 2011, Vol. 3, No. 2, at 64.

(13) たゞいべきは所得の受益者に関する情報が確保された事例として Prévost Car 事件判決 (1100丸) は、オランダの持株会社 (Prévost Holding B.V.) が配当の受益者に当たるか否か認定した上で、その配当の転送先であるオランダの持株会社の株主である Volvo 社および Henlys 社が眞の受益者であると認定したのである。他方、連邦最高裁判 Swiss Swap 事件判決 (1101五) では、デンマーク銀行は配当の受益者に当たらないと認定したが、デンマーク銀行がその転送先であるステークホルダーの情報を秘匿したことにから、裁判所によつて眞の受益者が認定されなかつたのである (Auszug aus dem Urteil der II öffentlich-rechtlichen Abteilung i.S. Eidgenössische Steuerverwaltung gegen X. Bank und vice versa 2C_364/2012 / 2C_377/2012 vom 5. Mai 2015)。なお、両判決の検討として、拙稿「租税条約上の受益者条項の意義とその適用範囲 (LOB 条項との関連を含む)」—Prevost Car 社事件判決と Swiss Swap 事件判決を検討して— 国際取引法学会誌第六号 110111, 631–679 頁。

(14) 受益者要件の条文構造に関しては、多くを Ringler, *supra* note 1, 15–18 に依拠しておる。

(15) OECD モデル租税条約第一〇条二項、第一一一条二項、第一二一条一項の解釈について Vogel, *supra* note 7, 726–734.

(16) わが国の国内法では、使用料に関して使用地主義が採用されておるが (所法第一六一条七号、法税第一三八条七号)、OECD モデル租税条約では、債務者主義が採られておる。なお OECD モデル租税条約第一二条に規定する「ロイヤルティとは、映画フィルムを含む文学的、美術的もしくは科学的著作物の著作権、特許、商標……の使用、もしくは使用の権利の対価として受けるあらゆる種類の支払いをいへ」 とされる (第一二一条二項)。

- (17) Ringle, *supra* note 1 at 18.
- (18) Baker, *supra* note 11, at 87.
- (19) 110 1四年〇ECDモルタル租税条約のロメンタリーの改定において規定された義務の「契約や形式上の法的義務は必ずしも事実を反映してござるに限らぬたる、事実と状況のテスト (facts and circumstances test) が重要である」 *ムカル* (Ringle, *supra* note 1, at 72)。
- (20) など、導管法人における転送義務の問題が問われた裁判例の検討として、Saurabh Jain and John Prebble Brian J. Arnold, *The Swiss Swap Case Revisited. The Concept of Beneficial Ownership under Canadian Tax Treaties*, at 39, Blazej, *Beneficial Ownership in International Taxation*, Edward Elgar Publishing Limited, (2022), Oktavia Weidmann, *Beneficial Ownership and Derivatives: An Analysis of the Decision of the Swiss Federal Supreme Court Concerning Total Return Swaps (Swiss Swaps Case)*, *Inter Tax*, Vol. 44, 8 & 9 (2016) Kluwer Law International BV, 630-637.
- (21) 受益者要件の解釈をめぐる議論として批判的に分析するSaville, Danon, *Clarification of the Meaning of Beneficial Owner in the OECD Model Tax Convention-Comment on the April 2011 Discussion Draft*, Kuźnicki, *supra* note 10, 341-342.
- (22) Council Directive 2003/49/EC of 3 June 2003.
- (23) *Id.*
- (24) Article 1, Scope and procedure, Council Directive 2003/49/EC of 3 June 2003.
- (25) Gosch & Altenburg, *supra* note 6, 378-379, 並びに受益者要件の検討として、Pablo A Hernandez Gozalez Barreda, Hart, Publishing, Bloomsbury plc Kemp House, 268-269.
- (26) Article 1(4) Scope and procedure, Council Directive 2003/49/EC of 3 June 2003.
- (27) 増今やば、加盟国以外の第三国からの所得を受領するに由ば、原則として租税条約が適用されなむとする
(Barreda, *supra* note 25, 272-273)。
- (28) *Id.*, at 273.

- (23) Council Directive 2003/49/EC of 3 June 2003 on a common system of taxation applicable to interest and royalty payments made between associated companies of different Member States, at 49, Barreda, *supra* note 25, 270-273. *See also* Juan Lopez Rodriguez and Georg Kofler, *Beneficial Ownership and EU Law* in: Michael Lang, et al. (eds.) *Beneficial ownership: Recent Trends*, IBFD, Ch 16, 2013, at 215.
- (30) Duff, *supra* note 10 at 16.
- (31) Aiken Industries, Inc. v. C.I.R., 56 T.C. 925 (U.S.T.C. 1971).
- (32) 56 T.C. 925 (1973) 926-931.
- (33) 56 T.C. 925 (1973) at 933 ふく、Aiken 事件の判決における裁判所の判断に関する、Saurabh Jain, *Effectiveness of the Beneficial ownership Test in conduit company cases* (2013), at 38 では「本件の判断は経済的な事実分析を反映したるものであつて、法人が法人格を有するのみでなく、当該法人が当該所得の実質的な所有者として扱われるとは限らない」と述べて解釈を示してゐる。
- (34) Aiken 事件判決に依る Blazes Kuźniacki 教授は、「 OECDにおける受益者要件の解釈を効果的に移植した事例とされるであつた」ふく、*譲り受けた* (Kuźniacki, *supra* note 10, 243-244)。
- (35) ふくの判決に依る、米国の Yariv Brauner 教授は、M&P 社と Industrias 社との間の貸付金の金利が Industrias 社と M&P 社との間の金利より高め、それによつて Industrias 社が僅かでも利益を上げた場合における、Industrias 社が本件利子を「受領された (received by)」ふく、*譲り受けた*かどうか、利子に関する取り扱いが関連当事者以外の者との間で行われた場合、本件が異なる範囲に属するのかに関する疑問を呈してゐる (Brauner, Yariv, "Beneficial Ownership in and outside US Tax Treaties" in: Lang, Michael, et al. (eds.), *Beneficial Ownership: Recent Trends* (2013) IBFD, at 148)。
- (36) 56 T.C. 925 (1973) at 935 ふく、本件判決における「受領された」ふく、用語の意義の検討による、Duff, *supra* note 10, at 22. *See also* Ringler, *supra* note 1, at 200.
- (37) Ocean Tomo, *Annual Study of Intangible Asset Market Value* (available at <https://oceantomo.com/media-center-item/annual-study-of-intangible-asset-market-value-from-ocean-tomo-llc/>).

(38) Navitsotschnigg, *supra* note 5, at 4.

(39) *Id.*, at 5.

(40) わが国における知的財産権のライセンス契約の検討として、松下淳一「ライセンス契約と破産法」（山本克）・山本和彦・瀬戸英雄編『新破産法の理論と実務』判例タイムズ社、二〇〇八）、波田野晴朗・石川仙太郎「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案における特定通常実施権登録制度について』N.B.L No. 860 (二〇〇七) 一八頁。

(41) I.P.カンパニーにおける知的財産権の使用許諾の取引をめぐる問題の検討として、Navitsotschnigg, *supra* note 5, at 10. ライセンス契約の当事者双方がそれぞれ所有する知的財産権につき相互に通常実施権を許諾する形態は、クロス・ライセンスと呼ばれており、実際に複数の特許等を対象とする包括的なクロス・ライセンス契約が締結されることがあるとされる（三村量一「特許実施許諾契約」相山敬士編『ビジネス法務大系I・ライセンス契約』（日本評論社、二〇〇七））。

(42) Navitsotschnigg, *supra* note 5, at 141.

(43) *Ibid.*, 146-147.

(44) *Ibid.*, at 11.

(45) 日米租税条約第一二条一項では「一方の締約国内において生じ、他方の締約国における居住者が受益者として受領するロイヤルティは、当該他方の締約国においてのみ租税を課すこと」がである旨を規定している。

(46) BEPS行動計画では、一部の多国籍企業における租税回避スキームの三つの例を挙げているが、それらのうち二つのケースは、無形資産に関するものであるとされる（OECD, *Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting (2013) 73ff footnote 27, at 4*）。

(47) BEPS行動計画については、以下URLの財務省資料を参照。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mlit.htm.

(48) 「」の二つの方針のうち「①実質性」とは、価値が創造されるところで租税を支払うべきである」と、②「予見可能性（coherence）」とは、企業の不確実性を排除すること、③各國政府がグローバル企業の活動に関する「透明性」

の向上を図ることに努めるにこしらる。なお透明性の確保に関連して、情報交換について検討するものとして、漆原の「国際的情報交換における納税者の権利保護」論究(ジュリスト)二六号(110-18)八三一九〇頁。

(49) Navitschnigg, *supra* note 5, at 12.

(50) *Id.* 13, 151-152.

(51) SDI Netherlands B.V., Petitioner, v. Commissioner of Internal Revenue, Respondent, 107 T.C. 161 (1996) 161-

176, Ringle, *supra* note 1, at 208.

(52) 107 T.C. 161 (1996) 161-166.

(53) 内国歳入庁裁定(Rev. Rul. 80-362, 1980-2 C.B. 208) では、「条約締結国外以外の第三国のA社が非関連会社のオランダ法人B社に対し、その所有する特許権の使用許諾権をライセンス供与し、B社はその使用権を関連会社の米国法人C社にサブライセンス契約により供与する」とにより、C社からサブライセンス契約の対価としてB社に対してロイヤルティが支払われた。そしてB社からライセンス契約の対価としてA社にロイヤルティが支払われた事例につき、「内国歳入法典第八六一条(a)(4)に基づきB社からA社へのロイヤルティの支払いは米国内の源泉所得である」と裁定した。この取引は、フロー・スルー(flow-through)と呼ばれてくる。

(54) 内国歳入法典第八六一条(a)(4)では、「米国に所在する財産または権利から生じるロイヤルティは米国の源泉所得として取扱うるのとされ、(gross income from sources with United States rentals and royalties)」。

(55) 107 T.C. 161 (1996) at 161.

(56) SDI Netherlands 事件判決は、内国歳入庁が参照した裁定(Rev. Rul. 80-362) にへる、「かかる理由も法的根拠も反映してこな」として、その裁定を支持しなかった(107 T.C. 161 (1996) at 173.)。

(57) 107 T.C. 161 (1996) at 175, Saurabh Jain 教授によると、SDI Netherlands 事件判決が示してくるフロー・スルー(flow-through)という用語は、「最終的な受領者への所得の支払いを意味してくるのであって、所得の源泉に週ったペド判断する」必要があり、所得の発生の根拠となる資産を使用する権利の対価(consideration)と当該所得の支払との関連性(connection)、繋がり(link)を追跡するのである。そしてフロー・スルームバーのは、ステップトランザクションの法理(Step Transaction Doctrine)に依拠したものである」言われる(Jain, *supra*

note 10, Ch. 6: The Step Transaction Doctrine at 175)。ステップトランザクション法理の検討として、吉村典久

「租税法における取引の一体的把握」(1997-11-7)号 (1100四) 101頁。

(58) SDI Netherlands 事件判決の批判的な検討として、Alan Appel 教授は、たとえば米国の居住者が「非居住者にロイヤルティを支払う場合、そのロイヤルティは全て米国内の源泉所得として扱われないものと捉えられかねない」とから、内国歳入法典第八六一条(a)⁽⁴⁾の規定に反する「ものであると指摘している (Alan Appel, International Tax

Court Ends The Cascading Royalty Problem, 1997, 86 Journal of Taxation 2, at 108)。

(59) Joanna Wheeler 氏は、租税条約による特典 (tax benefit) が享受されるかどうかの判断基準として「当該所得に納税義務が生じたるかどうかが重要であり、納税義務は居住者によって「者」ではなく、その受領した特定の所得に注意を向けるべきである」(Joanna Wheeler, *supra* note 12, at 64)。

(60) Velcro Canada v. Queen, 2012 DTC 1100; Ringler, *supra* note 1, at 229.

(61) 2012 TCC 57, para. 11-16.

(62) ロイヤルティの取扱いについてカナダ・オランダ間の加蘭租税条約第一二一条では、「一方の締約国において発生し、他方の締約国の居住者に支払われるロイヤルティは、他方の締約国（居住地国）において課税対象とできる。ただし、そのロイヤルティの受領者が受益者である場合は、課される租税はロイヤルティの総額の一〇%を超えてはならない」(第一二一条一項・二項) とされる。

(63) カナダの Prévost Car 事件判決 (1100九) では、裁判所は「受益者は、自らの使用及び享受のために配当を受領し、かつ自らが受け取った配当のリスクと支配を引き受けている者である。……代理人が、第三者の導管として自らを通じて移転する資金の使用や用途について、裁量権 (sole discretion) を全く有していない場合や第三者からの指示を受けたこと以外に権利をもたない場合は、受益者に当たる」(Prévost Car Inc. v. R., 2009 CAF 57, para. 100)。

(64) 2009 CAF 57, para. 100.

(65) 2012 TCC 57, para. 33.

(66) Velcro Canada 事件判決について Brian J. Arnold 教授は、「オランダ子会社が受領したロイヤルティについてオランダ

ンダ親会社に同額を支払う義務を負へり」と条件として110日間に限り、その受領したロイヤルティを裁量的に使用し、管理およびリスクを負つていたに過ぎないのであり、やむめて限られた権限しか有していなかつた」として批判的に論じられており (Arnold, *supra* note 11, at 48)。

- (67) Ringler, *supra* note 1 at 230.
- (68) Multilateral Convention to OECD Legal Instruments Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting, Article 8, at 15.
- (69) Gosch & Altenburg, *supra* note 6, at 374 やび、OECD モデル租税条約および国連モデル租税条約に定められた課税受益者要件の文脈は共通である、したがつて OECD モデル租税条約の解釈理論は、国連モデル租税条約にも合致するふれられる。